

処分業許可 申請時のチェック票

◎このチェック票に沿って申請書類を作成してください。

◎事務手続き上でも使用しますので、申請書といっしょに提出してください。

番号	提出書類	チェック		
		新規	変更	更新
1	申請書(各申請書様式 第1面～3面)			
2	事業計画の概要を記載した書類(業務実施計画書)(別記様式第1号の2)			
3	営業所・処理施設(最終処分場も含む)付近の見取り図(1万分の1及び2500分の1)			不要
4	事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、及び設計計算書			不要
5	施設設置場所の土地の登記簿謄本及び他人の土地である場合には施設設置場所の土地の使用承諾書又は貸借契約書			不要
6	当該処分後の廃棄物の処理方法を記載した書類(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)			不要
7	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類(業務経歴書、産廃処分業講習会修了証等)			
8	感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類(別記様式第10号)			
9	当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(別記様式第6号)			
10	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主変動等計算書及び、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類			
11	申請者が個人である場合には、資産に関する調書(預貯金証明書等)並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類			
12	申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本			
13	誓約書(申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類)(別記様式第5号)			
14	申請者が個人である場合には、①住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする)及び②登記事項証明書(成年被後見人及び被補佐人の登記がなされていないことの証明書)			
15	申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の①住民票の写し②登記事項証明書			
16	申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員①住民票の写し ②登記事項証明書(成年被後見人及び被補佐人の登記がなされていないことの証明書)			

17	申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の①住民票の写し 若しくは 登記簿の謄本 ②登記事項証明書（成年被後見人及び被補佐人の登記がなされていないことの証明書）			
18	申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の①住民票の写し②登記事項証明書（成年被後見人及び被補佐人の登記がなされていないことの証明書）			
19	市税滞納有無調査承諾書			
20	旧許可証の写し	不要		

【備考】

1. 2～6に掲げる書類または図面はその内容に変更がない場合には添付不要です。
2. 14～18については、他の自治体等の許可証（有効期限が各申請において有効なもので、当該書類を省略していない場合に限る。）の提出で代えることができます。
3. 8は特別管理産業廃棄物処分業申請の添付書類です。